

四日市市告示第 9 2 号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成 6 年 3 月 3 0 日四日市市告示第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(融資の対象) 第 5 条 (略) (1) (略) (2) 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）第 2 条第 <u>2 4</u> 項各号に掲げる創業者。 (3) (略)	(融資の対象) 第 5 条 (略) (1) (略) (2) 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）（以下「法」という。）第 2 条第 <u>2 3</u> 項各号に掲げる創業者。 (3) (略)
(融資の条件) 第 7 条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 保証料率 0. 6 %（法第 2 条第 <u>2 4</u> 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては 0. 3 %） (5) (略) (6) (略)	(融資の条件) 第 7 条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 保証料率 0. 6 %（法第 2 条第 <u>2 3</u> 項第 1 号に規定する認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては 0. 3 %） (5) (略) (6) (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部商工課）